

# 小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例等の一部改正（素案）に対する市民意見の募集結果について（平成30年4月2日追記）

## 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例等の一部改正（素案）
政策等の案の公表の日	平成30年1月23日
意見提出期間	平成30年1月23日から平成30年2月2日まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ等）

## 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	2件（1人）
インターネット	0件（0人）
ファクス	2件（1人）
郵送	0件（0人）
直接持参	0件（0人）

無効な意見提出	2件（1人）
---------	--------

## 3 提出意見の内容

市民意見の募集で提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1件
C	今後検討のために参考とするもの	0件
D	その他	1件

〈具体的な内容〉

(1) 指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例等の一部改正に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む）
1	<p>改正の内容に関し、官報に沿つて記載していただきたい。</p> <p>利用者の服薬状況等を主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供することについて、指定介護予防サービス事業者から情報提供を受けたとき等に行うものであり、常時報告義務はない。</p> <p>なお、服薬に関しては、本来、薬剤師が行う業務である。</p> <p>主治の医師又は歯科医師に介護予防サービス計画を交付することについて、医療系サービスの利用を希望する場合に交付しなければならず、他のサービスにおいては求められていない。</p>	B	<p>本市では、官報（平成30年1月18日号外10号）で公布された国の基準省令の改正内容に沿って、条例を定めます。なお、国の基準省令では、御意見いただいた内容に関して、次のことが定められています。</p> <p>①担当職員は、指定介護予防サービス事業者から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</p> <p>②担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</p> <p>③上記②の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</p>

(2) 指定介護予防支援の再委託に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む）
1	再委託を受ける事業所として、委託料が1件3,680円（介護報酬の8割）であることは他市に比較すると安いと思う。	D	御意見は、今回の政策等の意見募集に言及したものではないものと考えます。

#### 4 その他（平成30年4月2日追記）

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則及び小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部改正については、国の地域支援事業実施要綱の改正予定に合わせ、施行予定期を平成30年10月1日に変更しました。